

令和8年度第1回朝霞市環境審議会 次第

日 時 令和8年7月30日（木）

午後2時から委嘱式開始

委嘱式終了後に審議会開始

場 所 朝霞市役所別館5階大会議室（手前）

1 開 会

2 議 題

（1）正・副議長の選出について

（2）朝霞の環境（令和7年度（環境推進課所管分））について

（3）その他

3 閉 会

朝霞市環境審議会委員名簿

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号委員	市議会の議員	陶山 憲雅	朝霞市議会議員
		宮林 智美	朝霞市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	松村 隆	一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会 参与 前芝浦工業大学システム理工学部 教授
		小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
第3号委員	事業者を代表する者	山口 昌弘	本田技研工業（株）事業企画部 環境企画推進課
		小野寺 健	（株）武蔵野種苗園 造園事業部 埼玉支店 支店長
第4号委員	市内の公共的団体を代表する者	大畑 宗浩	朝霞市商工会 理事
		小野 敬三	朝霞市自治会連合会所属 霞ヶ丘親睦会会長
第5号委員	公募による市民	上林 茜	市民
		両角 美奈子	市民
第6号委員	市長が必要と認める者	大木 恵美	あさか環境市民会議
		平塚 知嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会 会長
		佐藤 政和	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		上村 裕崇	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		湯尾 明	埼玉県朝霞保健所 所長

○朝霞市住み良い環境づくり基本条例

わたくしたちのまち朝霞は、水と緑に恵まれたかけがえのない豊かな自然環境と、歴史的、文化的環境を受け継ぎながらこれまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、朝霞が今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展を遂げ、豊かで美しいまちとして将来を迎えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承されるように推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 市は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の防止に関し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第14条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 朝霞市環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、朝霞市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全等に関する基本的事項

(委員)

第17条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市内の公共的団体を代表する者
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第18条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第34号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第41号）

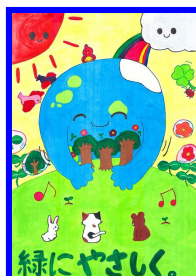
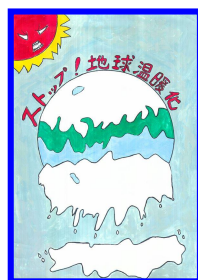
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

朝霞の環境

(令和 7 年度年次報告書)



令和 7 年度環境美化ポスター 入選作品

詳しくは  ・  ページ参照

令和 8 年 月

朝霞市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目標とする「第3次朝霞市環境基本計画」を令和4年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、

【環境目標】

【個別目標】

望ましい
環境像

みんなでつくる

水とみどりが豊かな

環境にやさしいまち

朝霞



自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな
自然が身近に感じられるまち

1-1

生き物がすめる環境を大切にする

1-2

みどり豊かなまちをまもり育てる



快適な生活環境の確保

安心で快適に、
ずっと住み続けられるまち

2-1

きれいな空気をまもる

2-2

きれいな水と土をまもる

2-3

快適で住み良いまちをつくる



脱炭素・循環型社会 の推進

限りある資源を大切に、
環境に負担をかけないまち

3-1

クリーンなエネルギーをつくる

3-2

省エネルギー・省資源をすすめる

3-3

地球に負荷の少ないまちをつくる

3-4

資源を大切に、繰り返し使う

3-5

気候の変化に備える



パートナーシップによる 環境活動の推進

みんなで環境を
学び、考え、取り組むまち

4-1

環境についてみんなで学ぶ

4-2

環境活動にみんなで参加し行動する

下記の4つの要素を基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

【実施施策】

【ページ】

【関連する SDGs 目標】

1-1-1	健全な水循環の形成	1
1-1-2	生物の生息・生育環境の保全	1
1-1-3	生物多様性の確保	1
1-2-1	緑地・樹林・樹木の保全	4
1-2-2	農地の保全と活用	4
1-2-3	都市の緑化	4
1-2-4	緑豊かな景観の形成	4



2-1-1	大気環境の保全	5
2-1-2	悪臭の防止	11
2-2-1	河川の水質保全	12
2-2-2	地下水汚染・土壌汚染の防止	16
2-3-1	騒音・振動の防止	19
2-3-2	日照障害、電波障害の防止	25
2-3-3	環境美化の推進	25



3-1-1	再生可能エネルギーの普及促進	39
3-1-2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	41
3-2-1	環境に配慮した行動の推進	42
3-2-2	水の有効利用	48
3-3-1	環境に配慮した移動手段の推進	49
3-3-2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	50
3-4-1	廃棄物の排出抑制の推進	51
3-4-2	資源化の推進	51
3-4-3	廃棄物の適正処理の推進	51
3-5-1	気候変動に関する影響の把握と普及啓発	52
3-5-2	気候変動への適応策の推進	52



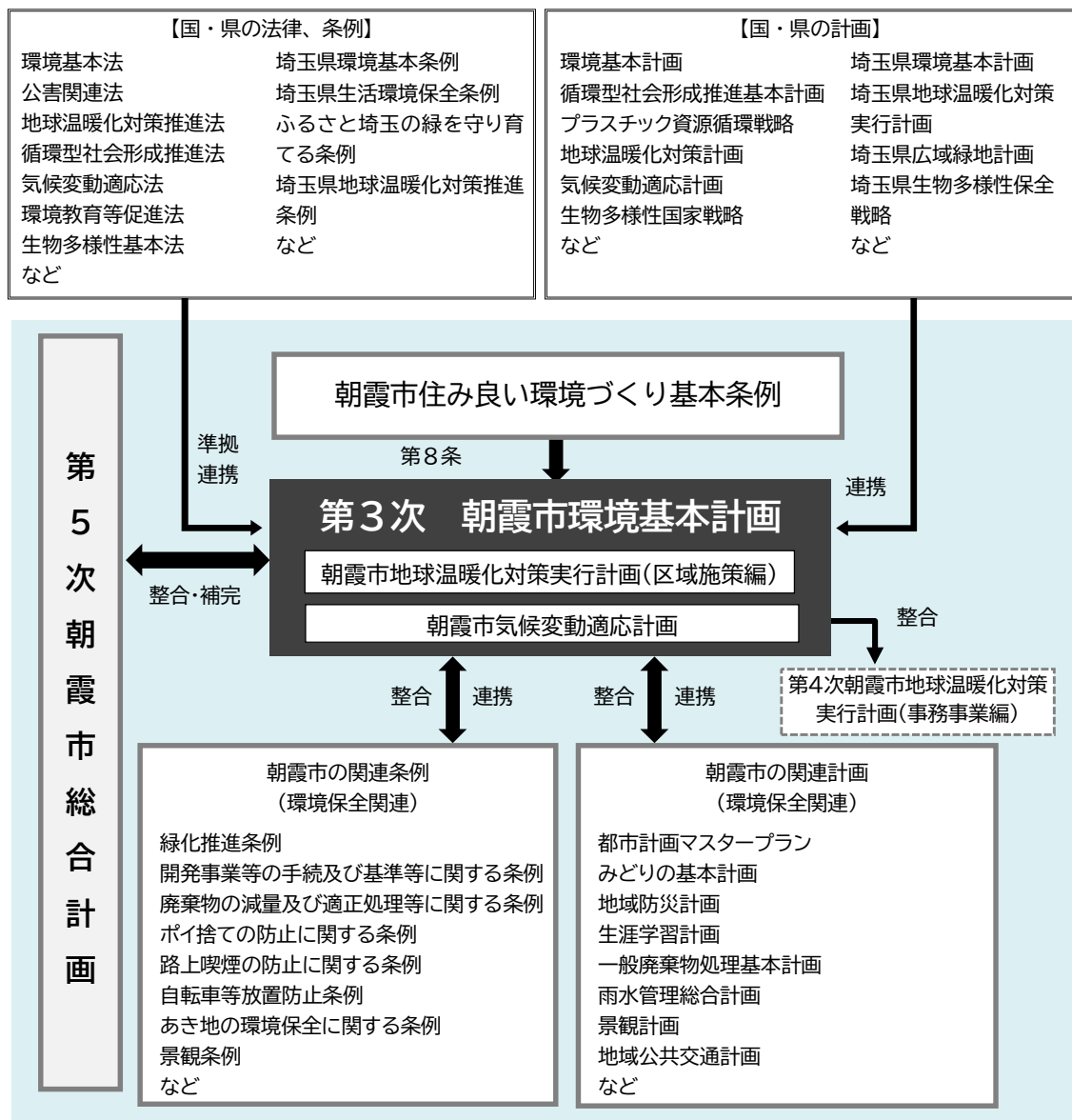
4-1-1	環境教育や環境学習の機会の提供	55
4-1-2	環境情報の発信と普及啓発	61
4-2-1	市民団体の環境保全活動支援	63
4-2-2	環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	65



■第3次朝霞市環境基本計画における環境施策とSDGsとの関係

[illegible]

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

…「朝霞の環境」記載項目のうち環境推進課所管以外他課所管分

第1章 環境施策の展開

1 自然と人との共生

1-1 生き物がすめる環境を大切にする



1	健全な水循環の形成	1
	(1) 湧水地の保全	1
	(2) 雨水の浸透対策の推進	1
2	生物の生息・生育環境の保全	1
	(1) 雑木林の維持・管理	1
	(2) 自然を活かした水辺づくり	1
3	生物多様性の確保	1
	(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	1
	(2) 外来生物の計画的な防除	1

1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1	緑地・樹林・樹木の保全	4
	(1) 市内に残る貴重な緑の保全	4
	(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用	4
	(3) 緑地の公有地化	4
	(4) 公園・緑地の確保	4
2	農地の保全と活用	4
	(1) 環境保全型農業の推進	4
	(2) 市民農園や農業体験の充実	4
	(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定	4
	(4) 市街化調整区域の農地の保全	4
3	都市の緑化	4
	(1) 公共施設の緑化	4
	(2) 住宅地・民間施設の緑化	4
4	緑豊かな景観の形成	4
	(1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）	4
	(2) うるおいのある景観づくり	4
	(3) 史跡・文化財等の保全と活用	4

2 快適な生活環境の確保

2-1 きれいな空気をまもる



1	大気環境の保全	5
	(1) 大気環境の監視、改善	5
	(2) 放射性物質の監視	10
2	悪臭の防止	11
	(1) 悪臭の防止	11

2-2 きれいな水と土をまもる

1	河川の水質保全	12
	(1) 河川の水質の監視	12
	(2) 生活排水処理施設整備の推進	16
	(3) 工場・事業場の排水の監視・指導	16
2	地下水汚染・土壌汚染の防止	16
	(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止	16

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1	騒音・振動の防止	19
	(1) 自動車等の騒音・振動の監視	19
	(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導	23
2	日照阻害、電波障害の防止	25
	(1) 日照阻害、電波障害の防止	25
3	環境美化の推進	25
	(1) 散乱ごみ・不法投棄対策	25
	(2) 路上喫煙の防止	28
	(3) ペットマナーの向上	29
	(4) 放置自転車対策	34
	(5) あき地・空き家の環境保全	34
	(6) 鳥獣・害虫被害の防止	35

3 脱炭素・循環型社会の推進

3-1 クリーンなエネルギーをつくる



1	再生可能エネルギーの普及促進	39
	(1) 住宅用太陽光発電等設置の普及推進	39
2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	41
	(1) 公共施設の太陽光発電等の導入	41

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1	環境に配慮した行動の推進	42
	(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進	42
	(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	43
2	水の有効利用	48
	(1) 節水の啓発	48
	(2) 雨水の利用	48

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1	環境に配慮した移動手段の推進	49
	(1) 歩道、自転車利用環境等の充実	49
	(2) 次世代自動車の普及促進	49
2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	50
	(1) 広域交通ネットワーク形成	50
	(2) 公共交通機関の利用環境の充実	50

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1	廃棄物の排出抑制の推進	51
	(1) 3Rの推進	51
	(2) 生ごみの減量化	51
	(3) 食品ロス削減	51
	(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実	51
	(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導	51
2	資源化の推進	51
	(1) 地域リサイクル団体活動の推進	51
	(2) 廃棄物の資源化の促進	51
3	廃棄物の適正処理の推進	51

(1) 適正処理の推進	51
-------------	----

3-5 気候の変化に備える

1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発	52
(1) 気候変動に関する影響の把握	52
(2) 適応策に関する普及啓発	52
2 気候変動への適応策の推進	52
(1) 農業分野	52
(2) 水環境・水資源分野	52
(3) 自然生態系分野	52
(4) 自然災害分野	53
(5) 健康分野	54
(6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）	54

4 パートナシップによる環境活動の推進

4-1 環境についてみんなで学ぶ



1 環境教育や環境学習の機会の提供	55
(1) 環境教育や環境学習の機会の提供	55
2 環境情報の発信と普及啓発	61
(1) 環境情報の収集と発信	61

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

1 市民団体の環境保全活動支援	63
(1) 環境に関する有識者等の活用	63
(2) 市民団体の環境保全活動支援	63
2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	65
(1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	65
(2) グランドワーク活動	65

第2章 資料編

第3章 用語解説

1 用語解説	66
--------	----

本文中に＊印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。

QRコード一覧

※読み取ると、各ホームページに接続できます。

創エネ・省エネ設備設置費補助金	P 3 9	(一財) 家電製品協会 家電リサイクル券センター	P 5 1
			
こどもエコクラブ	P 5 5	あさか環境市民会議	P 5 7
		〇市民会議ホームページ 	
あさか環境かるた	P 5 6	〇市ホームページ 	
読み札	絵札	解説	
			

第1章

環境施策の展開

環境目標 1 自然と人との共生



生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

1-1 生き物がすめる環境を大切にする

1 健全な水循環の形成

(1) 湧水地の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源であるとともに、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取り組みを行うとともに、指定文化財等の公有地内の湧水地については、除草・清掃を行いながら保全しています。

令和7年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点の湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：滝の根公園 採水日：令和7年12月17日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

(2) 雨水の浸透対策の推進

2 生物の生息・生育環境の保全

(1) 雑木林の維持・管理

(2) 自然を活かした水辺づくり

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

(2) 外来生物の計画的な防除

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことをいいます。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かすおそれのあるものを侵略的外来生物といい、その中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物を特定外来生物といい、駆除の対象としています。現在、162種類あまりの動植物が指定されています。

※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりして危険があるものがあります。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

市内でも特定外来生物であるアライグマの被害が増えています。アライグマは、可愛らしい姿で人気が出てペットとして飼われていましたが、逃げ出したり捨てられたりして野生化し、増えたもので、元来日本にはいなかった外来（北米や中南米原産）の動物です。

市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲を実施しております。

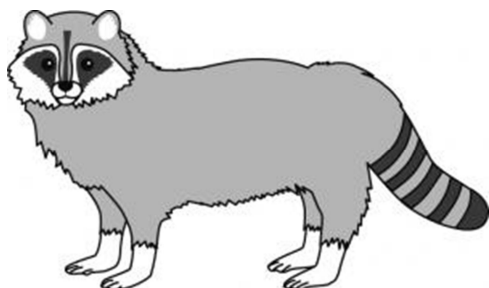
アライグマ捕獲数

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
捕獲数	160	112	88

《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。



カミツキガメ

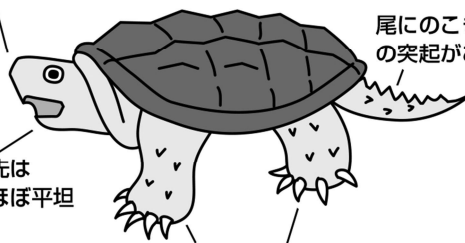
危険を感じると首をすばやくのばしてかみつこうとする

頭部は大きい

上あごの先はとがるかほぼ平坦

四肢は頑丈で爪は鋭い

尾にのこぎり状の突起がある



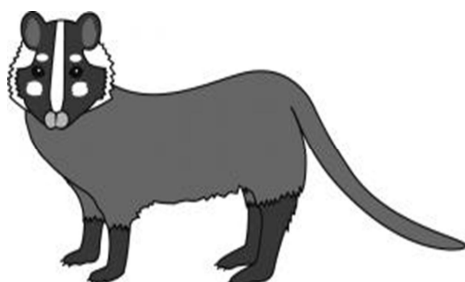
むやみに近づかないで！

《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

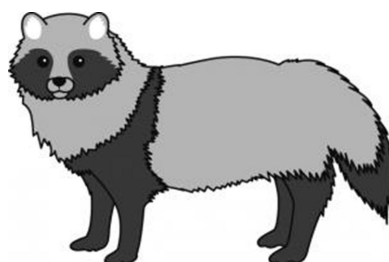
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



被害にあわないために注意すること

特定外来生物に限らず、野生生物により生活環境への被害が出る場合があります。被害を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

・エサを与えない

故意のエサやりは、人馴れにもつながり個体数が増えてフン害も広がるためやめましょう。また、生ごみの出し方が悪いとエサ場になることもあるため、生ごみは収集日の朝に出す（前日などに出さない）などごみ出しのルールをきちんと守るとともに、生ごみは見えないように新聞紙などに包んで捨てるなどの配慮をお願いします。

木に成る果実も放置せず収穫する、畑などの農作物も間引いたものは放置せずに片づけましょう。

・家屋の点検をする

床下や戸袋、屋根裏など、侵入できる穴があると住み着いてしまい、騒音やフン尿などによる被害になることもあります。風通しなど本来の機能を保ちながらも、金網などで物理的に塞ぐなどの対策が有効です。

・近づかない

むやみに近づいたりしないようにしましょう。万一、噛まれたりすると感染症などの危険性があります。

・拡げない

動物の遺棄は犯罪です。

ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から流通などの経路により、セアカゴケグモなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または西部環境管理事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。



1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1 緑地・樹林・樹木の保全

- (1) 市内に残る貴重な緑の保全
- (2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用
- (3) 緑地の公有地化
- (4) 公園・緑地の確保

2 農地の保全と活用

- (1) 環境保全型農業の推進
- (2) 市民農園や農業体験の充実
- (3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定
- (4) 市街化調整区域の農地の保全

3 都市の緑化

- (1) 公共施設の緑化
- (2) 住宅地・民間施設の緑化

4 緑豊かな景観の形成

- (1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）
- (2) うるおいのある景観づくり
- (3) 史跡・文化財等の保全と活用



2-1 きれいな空気をまもる

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の監視、改善

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

大 気 調 査	調査内 容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
	① 二酸化窒素調査	・市内 61 地点	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 72 時間測定	・二酸化窒素	基準値に適合
	② 大気粉じん調査	・保健センター	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 24 時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 4 時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③ 公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計 4 施設	・年 1 回 (中央公民館 7 月、その他施設 12 月) 1 回 4 時間測定 (敷地境界線上 4 方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
	④ ダイオキシン類調査	・保健センター	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 168 時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。
※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

《野外焼却は、なぜいけないの？》

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和7年度	12
令和6年度	12
令和5年度	6

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリング・ストップの指導件数】

年度	件数
令和7年度	2
令和6年度	1
令和5年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線やSNS等により注意を呼びかけています。

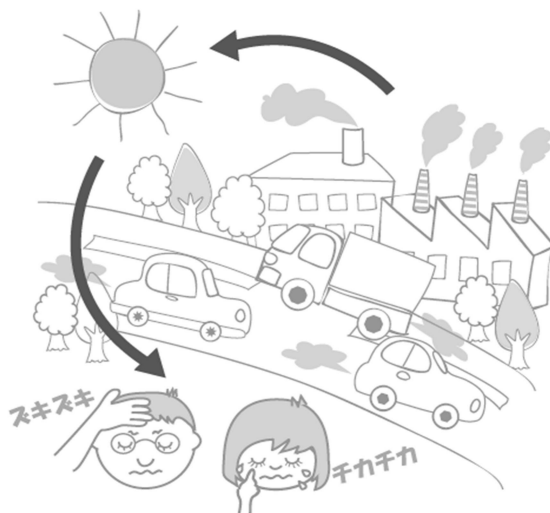
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることを心がけてください。また、乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

種類 年度	予 報	注意報	警 報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和7年度	8	5	0	0	0 (0)
令和6年度	16	11	0	0	0 (0)
令和5年度	6	6	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数を再掲したもの

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）＊

埼玉県では、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回、PM2.5の常時監視測定を行い、濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和7年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車＊の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んでいます。

⑨ 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っています。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典 型 7公害	（内訳）典 型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和7年度	79	0	4	0	1	0	2	0	0	1
令和6年度	68	0	4	1	1	0	1	1	0	0
令和5年度	38	0	7	2	0	0	2	2	0	1

※総務省公害苦情調査資料に基づき、新たな項目として「その他」を追加しました。

⑩ 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

公害防止統括者等の選任状況

種 別 \ 区 分	公害防止 統 括 者	公害防止統括 者の代理者	公害防止 管 理 者	公害防止管理 者の代理者
大 気 関 係	20	19	8	3
粉じん関係			7	7
水 質 関 係			11	8
騒 音 関 係			6	3
振 動 関 係			8	4
計	20	19	40	25

(令和7年度)

公害防止監督者等の選任状況

種 別 \ 区 分	公害防止 監 督 者	公害防止監督 者の代理者	公害防止 主 任 者	公害防止主任 者の代理者
大 気 関 係	60	58	11	10
水 質 関 係			2	2
騒音振動関係			56	44
計	60	58	69	56

(令和7年度)

(2) 放射性物質の監視

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和7年度は延べ17件の貸し出しを行いました。そのほか、水道水、クリーンセンターの焼却灰についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録】

(令和7年度実績)

(単位：毎時マイクロシーベルト)

測定場所	最 大 値		最 小 値		平均値 (地上)
	測定値	測 定 日 測定場所	測定値	測 定 日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週1回	0.073	R8.1.7 地上1m	0.050	R7.5.7 地上1m	0.061
保育園等(4園) 園庭 年2回	0.056	R7.4.24 地表	0.037	R7.4.24 地上50cm	0.047
学校(小・中学校15校) 校庭 年1回	0.082	R7.12.25 地表	0.030	R7.11.18 地表	0.048
公園・児童遊園地(10カ所) 敷地内 年1回	0.073	R7.9.29 地上50cm	0.035	R7.9.29 地表	0.058

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の ～
ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤、または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
048-463-1512



2 悪臭の防止

(1) 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおりて不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和47年5月31日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和7年度	1
令和6年度	0
令和5年度	1

2-2 きれいな水と土をまもる

1 河川の水質保全

(1) 河川の水質の監視

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される污水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていましたが、近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

② 小排水路調査

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、河川本流に与える影響を捉えるために市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が変化することから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水１３地点、湧水１地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内３河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内３河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

⑦ 底質調査

市内３河川における河底の有機物質の蓄積状況を把握するため、２年に１度、底質調査を実施しています。

⑧ 水質汚濁防止法特定事業所立入調査

水質汚濁防止法の特定施設から事業所排水について監視及び適正化を図るため埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果報告を受けています。

（調査結果については次ページ参照）

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川：新宮戸橋付近 (C類型) 旧内間木橋付近 黒目川：大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川：越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年1回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川：新盛橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(12月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川：田子山樋管流入付近 黒目川：新座大橋下流朝霞第一 雨水幹線付近 越戸川：東京メトロ和光車輛基地 の暗渠開口部付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川：旧内間木橋付近 黒目川：東林橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(7月)
	⑦底質調査	新河岸川：旧内間木橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月) ※隔年で実施
	⑧水質汚濁防止 法特定事業所 立入調査	—	不特定日

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	水素イオン濃度（pH）について、2箇所不適合があった。 ・黒目川 大橋付近（8.6） ・黒目川 東林橋付近（8.8） ※環境基準 6.5 以上 8.5 以下
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数）※黒目川	水質C（2回）、不適（2回） ※判定基準の区分：適（水質A・A）、可（水質B・C）、不適 ※環境基準はないため、「水浴場水質判定基準」を参考とした。
生活環境項目、流量	流入先河川の環境基準を適用した場合に、次の5項目が不適合であった。 （1）水素イオン濃度（pH）（2）生物化学的酸素要求量（BOD） （3）溶存酸素量（DO）（4）全亜鉛 （5）直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ※小排水路に環境基準はなく、流入先の河川の基準値を準用した。 ※継続して調査を実施する。 ※詳細は資料編 〇〇～〇〇ページに掲載
底生生物・付着藻類	水質状況は次のとおりの結果となった。 ①新河岸川（新盛橋付近）：きたない水 ②黒目川（笹橋付近）：ややきれいな水 ③越戸川（東和橋付近）：ややきれいな水 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（全国水生生物調査の水質階級：4階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリ クロロエチレン、テトラクロロ エチレン等	すべて基準に適合していた。
ユスリカ幼虫数	新河岸川(0 個体)、黒目川(7 個体)、越戸川(0 個体)
魚類等出現種	市内 3 河川において、魚類 23 種、甲殻類 5 種、両生類 1 種、 は虫類 2 種が確認された。 （うち外来種：魚類 2 種、甲殻類 1 種、両生類 1 種、は虫類 1 種）
カドミウム、鉛、六価クロム等 11 項目	すべて基準に適合していた。
現場確認等	令和 7 年度は未実施。

※詳細については、資料編の 〇〇ページに掲載しています。

(2) 生活排水処理施設整備の推進

① 下水道の整備

② 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、「広報あさか」及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性と併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和7年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は15件でした。

【届出件数の内訳】

	設置届・使用開始届	廃止届	その他
令和7年度	8	6	1
令和6年度	3	2	5
令和5年度	7	0	5

※ その他は管理者変更報告書等

(3) 工場・事業場の排水水の監視・指導

① 水質汚濁防止法特定事業場立ち入り調査（有害物質取扱事業場を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

2 地下水汚染・土壌汚染の防止

(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和7年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和7年12月17日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	0
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 水質汚濁防止法特定事業場排水分析調査（有害物質取扱事業場を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排水水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業場排水分析調査結果（令和7年度）】

事業場数	適 合 数	不適合数
—	—	—

③ 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所 在 地		調 査 開 始 年 月	各 年 別 変 動 量 (mm)				
	町 (字) 名	目 標		令和 2.1.1 ～ 令和 3.1.1	令和 3.1.1 ～ 令和 4.1.1	令和 4.1.1 ～ 令和 5.1.1	令和 5.1.1 ～ 令和 6.1.1	令和 6.1.1 ～ 令和 7.1.1
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞 駐屯地脇歩道上	R2.1	+0.2	+1.3	+0.7	+0.3	+4.1

※「水準測量成果表（埼玉県）」より

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位：m³/日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和7年度				
令和6年度	1,687.1	163.0	12,391.9	14,242.0
令和5年度	1,802.6	163.0	10,223.9	12,189.5

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

※令和7年度のデータはまだ公表されていません。

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止

(1) 自動車等の騒音・振動の監視

① 自動車騒音・振動の監視

騒音規制法第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。

令和7年度は、2路線3区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合
調査地点	【調査路線及び調査地点】 ○ 保谷志木線 A・区間（面的）：新座市・朝霞市境（膝折町3丁目2番付近）～新座和光線（膝折町4丁目22番付近） ・調査地点（点的）：膝折町3丁目3番付近 B・区間（面的）：新座和光線（膝折町4丁目22番付近）～朝霞市・新座市境（三原2丁目19番付近） ・調査地点（点的）：三原5丁目2番付近 ○ ふじみ野朝霞線 C・区間（面的）：和光志木線（浜崎4丁目2番付近）～朝霞蕨線（田島2丁目17番付近） ・調査地点（点的）：大字浜崎258番付近
調査結果	【点的評価】 ○ 保谷志木線 A 膝折町3丁目3番付近（昼間：67 dB、夜間：62 dB） B 三原5丁目2番付近（昼間：64 dB、夜間：61 dB） ○ ふじみ野朝霞線 C 大字浜崎258番付近（昼間：66 dB、夜間：61 dB） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準：昼間 70 dB以下、夜間 65 dB以下 要請限度：昼間 75 dB以下、夜間 70 dB以下

【面的評価】

○ 保谷志木線

A 新座市・朝霞市境（膝折町 3 丁目 2 番付近）～新座和光線（膝折町 4 丁目 22 番付近）

基準達成戸数割合 100%（160 戸／160 戸）

B 新座和光線（膝折町 4 丁目 22 番付近）～朝霞市・新座市境（三原 2 丁目 19 番付近）

基準達成戸数割合 100%（1,522 戸／1,522 戸）

○ ふじみ野朝霞線

C 和光志木線（浜崎 4 丁目 2 番付近）～朝霞蕨線（田島 2 丁目 17 番付近）

基準達成戸数割合 100%（249 戸／249 戸）

② 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和7年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価
調査地点	A 朝霞第五小学校交差点付近（三原1丁目19番付近（市道9号線）） B 膝折町4丁目2番付近（膝折町4丁目2番付近）（市道10号線） C 三原2丁目交差点付近（三原2丁目22番付近）（市道1号線） D 膝折町5丁目5番付近（膝折町5丁目5番付近）（市道507号線）
調査結果	【騒音調査】 A 朝霞第五小学校交差点付近：昼 68 dB、夜 64 dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 膝折町4丁目2番付近：昼 61 dB、夜 55 dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 三原2丁目交差点付近：昼 64 dB、夜 59 dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D 膝折町5丁目5番付近：昼 58 dB、夜 49 dB 環境基準：不適合（昼及び夜） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼 間：6時～22時 夜 間：22時～6時 環境基準（A）：昼間 65 dB以下、夜間 60 dB以下 （C）：昼間 60 dB以下、夜間 55 dB以下 （B・D）：昼間 55 dB以下、夜間 45 dB以下 要請限度（A）：昼間 75 dB以下、夜間 70 dB以下 （C）：昼間 70 dB以下、夜間 65 dB以下 （B・D）：昼間 65 dB以下、夜間 55 dB以下 【振動調査】 A 朝霞第五小学校交差点付近：昼 58 dB、夜 51 dB B 膝折町4丁目2番付近：昼 44 dB、夜 28 dB C 三原2丁目交差点付近：昼 42 dB、夜 35 dB D 膝折町5丁目5番付近：昼 49 dB、夜 50 dB) （参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼 間：8時～19時 夜 間：19時～8時 環境基準：なし 許容限度：（A・B・C・D）：昼間 65 dB以下、夜間 60 dB以下

③ 鉄道の騒音・振動の監視

市では、平成４年度から、ＪＲ武蔵野線沿線１３市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から１２．５ｍの地点で騒音・振動測定を実施しています。近年、武蔵野線を含め、電車騒音に関する相談がないことから、令和７年度から、測定時間及び測定台数を減らした簡易測定に変更しましたため参考値の扱いとしました。隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道㈱及び東日本旅客鉄道㈱に改善要望書の提出を行いました。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

区分 年度	12.5m地点						
	測定日	客 車		貨 車		等価騒音レベル	
		上 り	下 り	上 り	下 り	昼間	夜間 (推定値)
令和７年度 (参考値)	12月11日	74.5	74.3	73.3	64.5	50.1	47.4
令和６年度	5月25日	74.6	75.9	72.3	66.9	50.9	48.2
令和５年度	5月20日	80.4	81.8	78.9	78.2	57.0	55.1

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和５０年７月２９日環境庁告示第４６号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成７年１２月２０日環大―第１７４号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は６０ｄＢ以下、夜間は５５ｄＢ以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（ｄＢ）

区分 年度	12.5m地点				
	測定日	客 車		貨 車	
		上 り	下 り	上 り	下 り
令和７年度 (参考値)	12月11日	48.2	44.4	52.2	37.2
令和６年度	5月25日	46.4	38.1	46.4	32.8
令和５年度	5月20日	54.1	51.8	51.3	54.9

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和５１年３月１２日環大特３２号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、７０ｄＢを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

④ 家庭用機器や音響機器などの近隣騒音

家庭用機器や音響機器などの近隣騒音などの生活騒音については、法的規制がありませんが、近年、生活騒音の問題が深刻化しています。市では、ホームページで、家庭用機器や音響機器を含む生活騒音について注意喚起を行っています。また、市民や事業者向けに騒音に配慮した家庭用燃料電池（エネファーム）の設置についての周知も行っています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況】

(令和7年度)

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	89	368	金属加工機械	液圧プレス	84	543
	製管機械				機械プレス		
	ベンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機				—		
	鍛造機			圧縮機		48	420
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	破碎機	7	19
	ブラスト				摩砕機		
	タンブラー				ふるい		
切断機		分級機					
空気圧縮機等	空気圧縮機	86	1,031	織機		0	1
	送風機			コンクリートブロックマシン	1	2	
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	木材加工	コンクリート管・柱製造機械		
	摩砕機				ドラムバーカー	2	4
	ふるい			チップパー			
	分級機			印刷機械	31	130	
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳造型機	1	5	
穀物用製粉機		0	0				
木材加工機械	ドラムバーカー	7	24				
	チップパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
かな盤							
抄紙機		1	1				
印刷機械		47	171				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳造型機		1	5				
計		269	1,766	計		196	1,335

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による

指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】

(令和7年度)

施 設 の 種 類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉碎機	2	3
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	15	75
	計	34	147
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	
	ハンドグラインダー使用	16	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	24	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】

(令和7年度)

種 類	区 分	騒 音	種 類	区 分	振 動
くい打機		1	くい打機		1
びょう打機		0	鋼球		0
さく岩機		31	舗装版破碎機		0
空気圧縮機		8	ブレーカー		19
プラント		0			
バックホウ		1			
トラクターショベル		0			
ブルドーザー		0			
計		41	計		20

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】

(令和7年度)

種 類	区 分	騒 音	振 動
設 置 届 出		0	0
使 用 届 出		0	0
数 変 更 届 出		0	0
防止の方法変更届出		0	0
氏名等の変更届出		0	0
使用全廃届出		1	1
承 継 届 出		0	0
計		1	1

2 日照障害、電波障害の防止

(1) 日照障害、電波障害の防止

① 日照障害の防止

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定もありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとする者に対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】

(令和7年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	1	0	0	0	0	0	0
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	0	0	0	0	0	0	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合 計 4 件		
件数	1	0	0	2			

3 環境美化の推進

(1) 散乱ごみ・不法投棄対策

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。

市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動（令和7年度）】

イベント名	日 時	実施場所	内 容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の報告や清掃活動を行った。その後、報告に基づき市職員が回収作業等を行った。
路上喫煙・ポイ捨て 防止キャンペーン	1月29日（木）第1回 3月27日（金）第2回	北朝霞駅及び朝霞台駅周辺	ポイ捨て防止・路上喫煙禁止啓発物の配布を行った。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

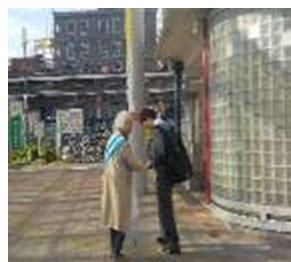
対象／市内に在住している方

活動内容／

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ・ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加

【環境美化推進員数】

年 度	人数
令和7年度	8人
令和6年度	8人
令和5年度	10人



② 不法投棄対策

○ 有害廃棄物不法投棄及び市内不法投棄物の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールの実施、近隣自治体等の関係機関と広域的な不法投棄対策に努めています。

また、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄防止の啓発活動を進めています。

令和7年度の不法投棄物の通報は339件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては、業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和7年度	71	0	34	1	3	6	4
令和6年度	99	5	22	1	17	3	3
令和5年度	97	2	27	0	17	28	8

○ 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの集積場ようになってしまふことがあります。

そのため、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和7年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

○ きれいなまちづくり運動

市では、快適な環境づくりを推進するため、町内会・自治会の協力を得て、春と秋の年2回、きれいなまちづくり運動を実施しています。この運動は、それぞれの地域で道路や河川敷に捨てられているごみを拾う環境美化活動であるとともに、自分たちのまちの環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

【きれいなまちづくり運動実施状況】

年度	実施日	ごみ収集量（単位：トン）				参加団体数
		可燃ごみ	不燃ごみ	汚泥	合計	
令和7年度	春（5月25日）	12.33	2.84	3.94	19.11	87団体
	秋（10月26日）	1.78	0.99	1.11	3.88	86団体
	合計	14.11	3.83	5.05	22.99	
令和6年度	春（5月26日）	13.22	3.01	4.91	21.14	85団体
	秋（10月29日）	11.00	2.72	4.11	17.83	86団体
	合計	24.22	5.73	9.02	38.97	
令和5年度	春（5月28日）	12.59	4.24	4.94	21.77	84団体
	秋（10月29日）	10.13	2.32	3.37	15.82	83団体
	合計	22.72	6.56	8.31	37.59	



(2) 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です！路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績】 (令和7年度)

地区	対応件数	指導	応対	拒否
朝霞駅付近		276	158	118
朝霞台・北朝霞駅付近		1,045	699	346
合計		1,321	857	464
年間パトロール日数		48 日		

このマークのあるところは、
路上喫煙禁止です！！

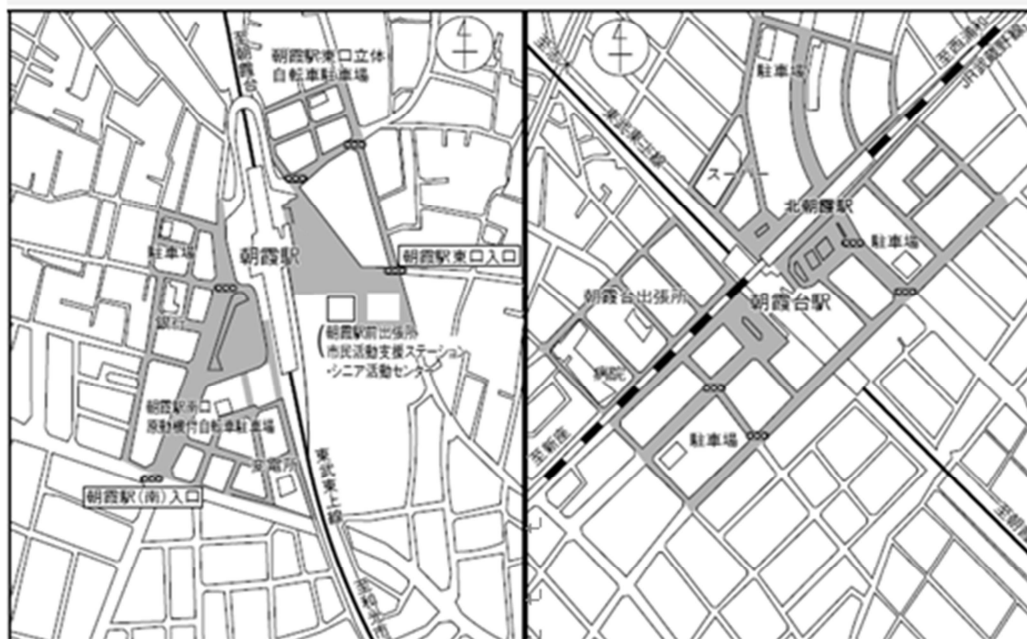


路上喫煙禁止地区

●色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします！

(3) ペットマナーの向上

○ 犬を飼ったら・・・届出義務とマナー

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した犬鑑札と注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療はなく、ほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和7年度	289	4,990	3,146	63.0%
令和6年度	351	4,908	3,206	65.3%
令和5年度	362	4,845	3,031	62.6%

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられています。住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方は次のことなどに気をつけましょう。

- ・散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないようにし、ふんは必ず持ち帰る。
- ・犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- ・毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。なお、市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



なお、犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。

問合せ／埼玉県朝霞保健所（生活衛生・薬事担当）

048-461-0468

犬のフン害にお困りの方へ

イエローチョーク作戦

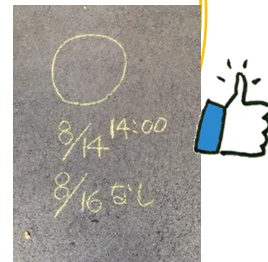
犬のフンに困っている人が道路上に放置されたフンの周りを黄色のチョークで囲み、発見した日時を書きこむことにより、迷惑していることを飼い主に知らせ、飼い主のマナーやモラルの向上を啓発します。既に実施している他自治体ではフンの放置が減少したという効果が出ています。朝霞市でも黄色いチョークを配布しております。ご希望の方は窓口までお越しください。

フンや尿の放置は不衛生です。飼い犬のフン尿の始末は、飼い主のマナーです。飼い主の方は、イエローチョークでマークされることのないよう、正しくフンを持ち帰りましょう。

イエローチョーク作戦の方法

- 1 フンを丸で囲む。
- 2 発見した日時を書く。
- 3 フンを片付けず日時を変えて現場を確認する。
フンが残っている場合▶「確認日時」を書き足す。
フンが残っていない場合▶「なし」と書く。

※フンがない時も予防のために
「パトロール中」と書くと効果的です！



◆注意事項◆

- ・許可なく私有地や他人の管理地に入り、書かないでください。
- ・道路上に書く場合は、交通事故には十分に気をつけてください。

朝霞市浜崎ドッグラン

飼い主同士の交流や飼い主のマナー及びモラルの向上により、人と動物の共生社会を推進するため、ドッグランを設置しました。

【オープン】令和5年4月28日

【利用時間】午前8時00分から午後7時00分まで

※利用時間内であっても、日没後は利用不可

【休 場 日】・年末年始（12月29日から1月3日）

- ・イベント開催時
- ・その他、市長が認めたとき

【利用方法】・利用料：無料

・利用手続：利用登録制（登録申請は随時受付。登録証を発行）

・登録条件：市内在住者（登録者は18歳以上であること）

登録犬は、畜犬登録及び1年以内に狂犬病予防注射を接種し、
注射済票の交付を受けていること

【施設内容】・区割（面積）：小型犬エリア（230㎡）

中・大型犬エリア（430㎡）

共用部分（30㎡）

駐車場スペース（255㎡）

敷地面積計 945㎡

・設備：小型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ

中・大型犬エリア：天然芝敷き・パーゴラ（日除け）・ベンチ・散水栓

共有部分：水道・物置

犬の脱走防止のため、フェンスの高さ1.5m、二重扉としている。

駐車場：8台分

その他：利用ルール看板1基・掲示板1基を設置。



常駐の管理者は設置しておらず、定期的に職員が巡回しています。朝晩の施錠・開錠、清掃及び、ドッグラン内の芝生の養生等は業務を委託して実施しております。

令和7年度は、710頭が利用登録しました。（令和6年度、729頭）



○ 猫は室内で飼いましょう！

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ち良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

猫に関する相談は、埼玉県動物指導センターにご連絡ください。

問合せ／埼玉県動物指導センター南支所

048-855-0484

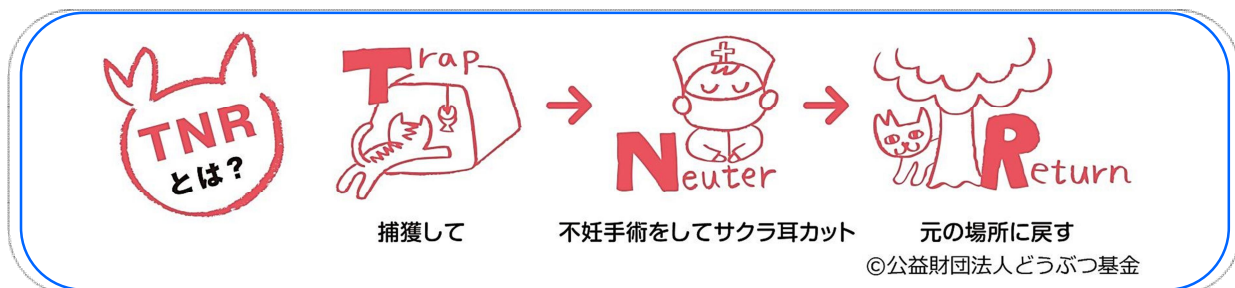


知っていますか？「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術（TNR活動）を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害を防止及び抑制し、地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- ※ 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- ※ スプレー行動（マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動）の抑制
- ※ 発情期の鳴き声の軽減

**耳先のV字カット(通称サクラ耳)が
不妊・去勢手術済みの目印！**



○ 動物愛護パネル展

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。

また毎年、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施しており、令和7年度は9月20日から26日に、市内動物愛護団体にもご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

○協力市内動物愛護団体

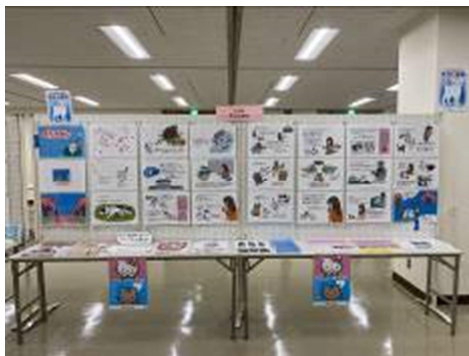
「もめんいと」「動物との共生社会を目指す会Vest.」

動物愛護週間（環境省）	9/20～26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間（埼玉県）	9/21～30
動物愛護パネル展（朝霞市）	9/20～26

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日：令和7年9月20日（土）～26日（金）

場 所：中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット防災の展示

【動物愛護週間イベント】

○「TNR 活動の相談会」

開催日：令和7年9月25日（木） 午後5時～9時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

○「ねこのことをはなそう会」

開催日：令和7年9月25日（木） 午後7時～9時

場 所：中央公民館・コミュニティセンター

主 催：もめんいと

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容をX（旧ツイッター）し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。